

（仮称）葛飾区子どもの権利条例（素案）の区民意見提出手続（パブリック・コメント手続）により提出された意見に対する区の考え方

【取扱いの凡例】◎：葛飾区子どもの権利条例（案）に意見を反映する、○：（仮称）葛飾区子どもの権利条例（素案）に入っている、△：施策の推進に当たって参考とする、□：意見・要望としてお聞きする

意見No.	項目	意見の概要	取扱い	区の考え方
1	条例全体	葛飾区子どもの権利条例（素案）について賛同する。	○	今後も、子どもの最善の利益が実現される「かつしか」を目指し、子どもが安心して暮らすことができるまちづくりの推進に取り組んでまいります。
2	条例全体	この条例ができることは、素晴らしいと思う。		
3	条例全体	葛飾区に子どもの権利条例ができることは素晴らしいと思う。		
4	条例全体	葛飾区において、子どもを一人の人間として尊重し、意見を聴き、子どもの最善の利益を考える子どもの権利条例が制定されることは素晴らしいと思う。		
5	条例全体	葛飾区独自の条約を作り、子どもを守ろうとする姿勢が感じられ、とても良いと思う。私自身、葛飾区で生まれ育ち、この先も葛飾区で子育てを続けていきたいと思うので、子どもを守ろうとする取り組みは大切なことだと思う。	○	今後も、子どもの最善の利益が実現される「かつしか」を目指し、子育てがしやすく、子どもが安心して暮らすことができるまちづくりの推進に取り組んでまいります。
6	条例全体	葛飾区に「子どもの権利条例」ができることを大変喜んでいる。子どもの権利が保障され、全ての子どもが大切にされるためにとても重要な条例になると思う。	○	今後も、子どもの権利が保障され、全ての子どもが大切にされるための条例となるよう、子どもの権利に関する普及啓発に取り組んでまいります。

意見No.	項目	意見の概要	取扱い	区の考え方
7	条例全体	全体から子どもにもひらがな表記が読みやすく、とても良いと思う。	○	条例内の言葉の意味につきましても、今後の普及啓発において、子どもが理解できるような工夫をまいります。
8	条例全体	言葉、文章がスローガンのようで、情緒的に感じる。具体的に明確な表現にした方が良いと思う。	□	本条例は、子どもの権利を保障するための基本的事項を定めております。また、第5条から第8条、第13条から第15条では、守るべき子どもの権利を具体的に表現しております。なお、条例（素案）の作成に当たっては、当事者である子どもの意見を聴くことが重要と考え、子どもへの意見聴取を実施しており、条文の一部は子どもの意見を参考にしております。
9	条例全体	全体的に、抽象的な文言が多い印象がある。具体的な意見を、もっと多く集めて、具体的な記述を増やしてほしい。		
10	条例全体	全体を通して「愛情」「のびのび」「健やかに」「優しく」など、心情的で客観性のない表現が気になる。具体的な表現が良いと思う。		
11	条例全体	全体として、「健やか」という表現があまりにも多すぎる。健全育成を目的にしているように感じる。	□	条例（素案）の作成に当たっては、当事者である子どもの意見を聴くことが重要と考え、子どもへの意見聴取を実施しております。ご意見いただいた表現につきましては、子どもの意見を参考にしております。
12	条例全体	全体として、「家庭」という言葉についても、使用を最低限にとどめる、あるいはすべて削除すべき。	□	第10条や第13条で規定しているとおり、家庭は、子どもの健やかな成長のために大切な場であると考えております。
13	条例全体	児童憲章（1951年5月5日）は、児童は「人として尊ばれる」「社会の一員として重んぜられる」「よい環境のなかで育てられる」と宣言しているが、「社会の一員として」が、条例素案には欠けていると思う。例えばミニマム修正として、第8条に「子どもは、区政を含め自分に関わることに…」とすることも考えられると思う。	□	前文において、子どもは一人一人がかけがえのない存在であると明記しており、社会の一員として重んぜられることが含まれていると考えております。また、第22条第1項において、社会参加の機会を確保することを明記しております。

意見No.	項目	意見の概要	取扱い	区の考え方
14	条例全体	「努めます」という言葉が多く、この条例によって実際に何か変わっていくのか、全ての子どもたちが住みやすい、生きやすい区になっていくのか、という疑問を感じた。	<input type="checkbox"/>	本条例では、子どもの権利を保障するための基本的事項を定めており、子どもの最善の利益が実現される「かつしか」を目指し、区全体で子どもの健やかな成長を支えることを目的としております。 今後は、区全体に子どもの権利を守る意識を広げ、全ての子どもが幸せに豊かな生活を送ることができる平和な社会を実現してまいります。
15	条例全体	第13条から15条のみ「努めなければなりません」義務付けの表現になっているのはなぜか。家庭や学校等への圧力の誘い水となることが懸念されるので「努めます」か、第16条から第24条と同様「するものとします」が適切だと思う。	<input type="checkbox"/>	第13条から第15条は、子どもが多く時間を過ごす生活の場において保障されるべき子どもの権利を規定しています。子どもにとって身近な大人である保護者、区民等、育ち学ぶ施設が、第10条から第12条に明記した基本的責務を果たすため、子どもが多く時間を過ごす生活の場における子どもの権利を守るための取組は、非常に重要であると考えております。そのため、「努めなければなりません」との表記となっております。
16	条例全体	素案は、大人が決めてしまうように感じた。プロセスを重んじる部分に希薄を感じる。	<input type="checkbox"/>	条例（素案）の作成に当たっては、当事者である子どもの意見を聴くことが重要と考え、子どもへの意見聴取を実施し、子どもからの意見を素案に反映しております。また、区民意見提出手続（パブリック・コメント手続）を実施することにより、多くの意見をいただき、これら必要なプロセスを経て案を作成しております。
17	前文	前文において、日本国憲法及び児童に関する条約の理念に基づき、条例を定めたとした内容は賛成する。	<input type="radio"/>	今後も、子どもの最善の利益が実現される「かつしか」を目指し、子どもが安心して暮らすことができるまちづくりの推進に取り組んでまいります。
18	前文	子どもは、社会の一員であるため、前文の2行目に「子どもは、大人とともに社会を構成する大切なパートナーです。」と追記してほしい。	<input type="checkbox"/>	前文において、子どもは一人一人がかけがえのない存在であると明記しており、社会の一員であることが含まれていると考えております。
19	前文	「大人からの愛情の下」を「大人からの保護の下」に変更してほしい。	<input type="checkbox"/>	子どもに対し、子どもは大人から愛される存在であることを伝えるため、「大人からの愛情の下」と明記しております。この表現につきましては、子どもへの意見聴取において、分かりやすく、安心するとの意見をいただいております。

意見No.	項目	意見の概要	取扱い	区の考え方
20	前文	子どもの年齢や力によっては、意見としたまとまった形にすることができないこともあるため、「意見」を「声や想い」に変更してほしい。	<input type="checkbox"/>	児童の権利に関する条約（以下「子どもの権利条約」といいます。）に基づき「意見」と表記しておりますが、「声や想い」も含まれていると考えております。
21	前文	「最も良いことを考えていきます」を「最も良いことを行っていきます」に変更してほしい。	<input type="checkbox"/>	日本ユニセフ協会の示す「子どもの権利条約」の4つの原則のうち、「子どもの最善の利益」を基に明記しております。
22	前文	「考えていきます」を「すすめていきます」に変更してほしい。		
23	前文	「笑顔で幸せに」は削除してほしい。	<input type="checkbox"/>	条例（素案）の作成に当たっては、当事者である子どもの意見を聴くことが重要と考え、子どもへの意見聴取を実施しております。ご意見いただいた表現につきましては、子どもの意見を反映しております。
24	前文	第4条と同様に、前文の「児童の権利に関する条約」にも（子どもの権利条約ともいいます。）と注釈をつけてほしい。	<input type="checkbox"/>	条文には正式名称で表記するため通称名は付記しておりませんが、第4条を含む第2章では、日本ユニセフ協会の示す「子どもの権利条約」4つの柱を基に規定しているため、分かりやすく伝えられるよう通称名を付記しております。
25	第1条	「かつしか」と葛飾区の使い分けについて教えてほしい。	<input type="checkbox"/>	子どもの最善の利益が実現される「かつしか」につきましては、葛飾区子ども・子育て支援事業計画の基本理念を踏まえ、親しみやすい表現である平仮名で表記し、その他は葛飾区（又は区）と表記しております。
26	第1条	「かつしか」とがひらがな表記なのはなぜか。		

意見No.	項目	意見の概要	取扱い	区の方考え方
27	第1条	子どもが主体のため、「区、区民等、保護者、育ち学ぶ施設の役割を明らかにし、子どもの権利が尊重されるまちを創ることを目的にする」と具体的な表記が良いと思う。	<input type="checkbox"/>	第1条では、条例の制定の目的を分かりやすく簡潔に表現しております。ご意見いただきました「区、区民等、保護者、育ち学ぶ施設の役割」と「まちづくりの推進」につきましては、それぞれ第3章と第4章に具体的に明記しております。
28	第1条	目的について「区の責務や家庭、育ち学ぶ施設や地域での子どもの権利が守られることを目的とします。」など、具体的に示した方が良い。	<input type="checkbox"/>	第1条では、条例の制定の目的を分かりやすく簡潔に表現しております。ご意見につきましては、第3章に具体的に明記しております。
29	第1条	「子どもの権利を大切に守っていくため」を「子どもの権利を保障するため」に変更してほしい。	<input type="checkbox"/>	第1条は、条例の制定の目的を示すものであり、今後の普及啓発において重点的に発信していくことから、親しみやすい表現として「大切に守っていく」と表記しております。
30	第1条	大人が考え子どもに与える「子どもの最善の利益」が子どもの考える「子どもの最善の利益」と違うときは、どうなるのか。	<input type="checkbox"/>	「最善の利益の優先考慮」とは、「子どもの人生にとって最も良いことは何か」を考慮することと考えております。子どもの意見がその年齢や成長の程度に応じて尊重すべきものと認められる場合であっても、別の考慮要素と比較衡量して合理的に判断した結果、子どもにとって最善とは言い難いと認められる場合には、子どもの意見とは異なる結論が導かれることもあり得ると考えております。
31	第2条	第1号における子どもの定義を「18歳になっていないすべての人」と表記してほしい。	<input type="checkbox"/>	本条例の子どもの定義は、「子どもの権利条約」や「児童福祉法」に基づき「18歳未満の人」と規定するほか、「これらの人と等しく権利を認めることが適当である人」も規定しております。具体例としては、児童養護施設を18歳で退所した後も支援が必要な人などが想定されますが、こども基本法でも「心身の発達の過程にある者」と定義するなど、年齢で必要な支援が途切れないような規定としております。
32	第2条	第1号における「等しく権利を認めることが適当である人」について、具体的な内容があると良いと思う。	<input type="checkbox"/>	「これらの人と等しく権利を認めることが適当である人」と明記したのは、こども基本法のこどもの定義である「心身の発達の過程にある者」との規定を踏まえ、区においても年齢で必要な支援が途切れないことが重要と考えたためです。具体例としては、児童養護施設を18歳で退所した後も支援が必要な人などが想定されますが、他にも様々な状況が考えられることから、具体的には明記しておりません。

意見No.	項目	意見の概要	取扱い	区の考え方
33	第2条	第1号における「これらの人と等しく権利を認めることが適当である人」とはどんな人のことなのか。	<input type="checkbox"/>	具体例としては、児童養護施設を18歳で退所した後も支援が必要な人などが想定されます。年齢で必要な支援が途切れないよう、子どもの定義に「これらの人と等しく権利を認めることが適当である人」として明記しております。
34	第2条	第4号において「育ち学ぶ施設」を「遊び、育ち学ぶ施設」に変更してほしい。	<input type="checkbox"/>	言葉の定義として「育ち学ぶ施設」と簡潔に表記しておりますが、「育ち学ぶ施設」には「遊び」の機能も含まれております。
35	第2条	第4号について「育ち学ぶ施設」に児童館と学童も明記してほしい。	<input type="checkbox"/>	「育ち学ぶ施設」は、子どもが育ち、学び、活動するために利用する施設全般を対象としています。「育ち学ぶ施設」には、子ども未来プラザ、児童館、学童保育クラブ、図書館なども含まれますが、条例では、子どもが利用する代表的な施設を明記しております。
36	第2条	第4号において、育ち学ぶ施設の「学校等」は「学校、学童施設、児童館等」に変更してほしい。		
37	第2条	第4号において、「育ち学ぶ施設」に大切な育ちの場である「学童や児童館」を明記してほしい。		
38	第2条	第4号において、「育ち学ぶ施設」に子ども家庭センター、子ども未来プラザ、児童館、学童保育クラブ、図書館も追記してほしい。		
39	第3条	第1号において「持って生まれた能力を十分に伸ばして」の所が違和感があるため、「ありのまま生きる」の表記が良いと思う。		

意見No.	項目	意見の概要	取扱い	区の考え方
40	第3条	第1号において「医療、教育及び生活の支援」を「医療、教育、発達及び生活の支援」に変更してほしい。	<input type="checkbox"/>	第1号は、日本ユニセフ協会の示す「子どもの権利条約」の4つの原則のうち、「生命、生存及び発達に対する権利」を基に明記しております。ご意見いただいた「発達の支援」につきましては「医療、教育及び生活の支援」に含まれていると考えております。
41	第3条	第1号において「子どもの命が守られ、安全及び安心な環境の下、穏やかな生活ができるよう」と表記してほしい。	<input type="checkbox"/>	第1号は、日本ユニセフ協会の示す「子どもの権利条約」の4つの原則のうち、「生命、生存及び発達に対する権利」を基に明記しております。ご意見いただきました「穏やかな生活ができるよう」につきましては、安全及び安心な環境の下に含まれていると考えております。
42	第3条	第2号において「自分の意見」を「自分の思い、考え、意見」に変更してほしい。	<input type="checkbox"/>	「子どもの権利条約」に基づき「意見」と表記しておりますが、「思い、考え」も含まれていると考えております。
43	第3条	第2号の「子どもの年齢及び成長の程度に応じて」を削除してほしい。	<input type="checkbox"/>	子どもの意見が十分に尊重されることを前提として、子どもが低年齢の場合や発達状況によっては、意見をそのまま実現することが、子どもの最善の利益とならない場合も考えられるため、この表記を加えております。しかし、その場合には、子どもの意見をどのように受け止め、判断したのかを子どもに分かりやすく説明する必要があると考えております。
44	第3条	第3号において「子どもの最善の利益」を「子どもの意見最善の利益」に変更してほしい。	<input type="checkbox"/>	第3号は、日本ユニセフ協会の示す「子どもの権利条約」の4つの原則のうち、「子どもの最善の利益」を基に明記しております。子どもの意見につきましても、子どもの最善の利益が考慮され、十分に尊重されるものと考えております。
45	第3条	第3号において、子どもの意見や考えが尊重されるようにしてほしい。	<input type="radio"/>	いただいたご意見につきましては、第2号に明記しております。第3号においても、子どもの最善の利益が優先され、考慮されるときには、子どもの意見や考えが十分に尊重されるものと考えております。

意見No.	項目	意見の概要	取扱い	区の考え方
46	第3条	第4号における「国籍」という条件を削除すべき。人種差別撤廃条約においても「国籍」による区別は差別の対象としておらず、「国籍」という条件が入っているのは不適切である。	□	第4号は、日本ユニセフ協会の示す「子どもの権利条約」の4つの原則のうち、「差別の禁止」を基に明記しております。また、「子どもの権利条約」の第2条第1項において、「国民的、種族的若しくは社会的出身」による差別が明示的に禁止されております。このため、条例（素案）の第3条第4号において「国籍」を明記しております。
47	第3条	第4号における差別の項目について、5つだけ具体的に明記した理由と並び順には理由があるのか。国連子どもの権利条約第2条の順番に揃えて、「人種、性別、国籍、障害の有無、子どもが生まれ育った環境等」へ変更してほしい。	□	第4号は、日本ユニセフ協会の示す「子どもの権利条約」の4つの原則のうち、「差別の禁止」を基に明記しております。具体的に明記した内容は、主な差別の項目の一例であり、「等」に含まれる他の項目については、今後の普及啓発において、示していきたいと考えております。並び順については、全ての子どもの背景に必ずある「生まれ育った環境」を初めに明記しており、その他の項目は前述の「差別の禁止」を参考にしております。
48	第3条	第4号において、LGBTQを視野にいれた表現の工夫をしてほしい。	△	第4号は、日本ユニセフ協会の示す「子どもの権利条約」の4つの原則のうち、「差別の禁止」を基に明記しております。ご意見につきましては、今後の広報や啓発において、参考とさせていただきます。
49	第4条	第1項の「権利が守られます」を「権利が守られなければなりません。」に変更してほしい。	□	第4条を含む第2章は、日本ユニセフ協会の示す「子どもの権利条約」の4つの柱を土台に、子どもに向けて、子どもが誰でも生まれたときから権利を持ち、その権利が大切にされることについて、分かりやすく明記しております。このため、第2章全体で表現を統一しております。
50	第4条	第2項を全文削除してほしい。自分の権利と同じように、自分以外の人々の権利も大切にすることは子どもに限らないのに、「子ども」を主語にして「自分以外の人々の権利を大切にします。」と明記することは義務化しているように思う。	□	子どもが権利を行使するときには、自分以外の人にも同様に権利があることを十分に認識し、その権利を大切にすることが必要であると考えております。第4条では、子どもに分かりやすい表現を用いているため、主語が「子ども」になっておりますが、この認識は大人も同様であると考えております。このことにつきましては、今後の普及啓発において、十分に周知してまいります。
51	第4条	第2項を削除してほしい。人権に関する条例において、他の者の権利を大切にすることがどうかといったマインドの規定は不要である。		
52	第4条	第2項において、子どもが他者の権利について、大切にすることがどうかといった心の中のことまで踏み込むのはおかしいと思う。		



意見No.	項目	意見の概要	取扱い	区の考え方
53	第4条	第2項において「自分以外の人の権利を」を「自分以外の人の権利も」に変更してほしい。	<input type="checkbox"/>	第2項において「自分以外の人の権利を大切にします」の前段において、「自分の権利が大切にされるのと同様に」と明記しているため、ご意見いただいた「自分以外の人の権利も」との意味合いは含まれていると考えております。
54	第5条	第2号において「愛情を持って」を「個性をもって尊重され」に変更してほしい。	<input type="checkbox"/>	条例（素案）の作成に当たっては、当事者である子どもの意見を聴くことが重要と考え、子どもへの意見聴取を実施しております。ご意見いただいた表現につきましては、子どもの意見を参考にしております。
55	第5条	第3号において「適正な医療が受けられる」を「適正な医療と福祉が受けられる」に変更してほしい。	<input type="checkbox"/>	第3号は「子どもの権利条約」の第24条（健康・医療への権利）を基に規定しております。福祉が受けられることにつきましては、第1号の「命が守られ、及び尊重されること」に含まれていると考えております。
56	第5条	第3号における「健康に配慮され、及び適正な医療が受けられること」について、受動喫煙や歩きタバコ等、喫煙行為による被害を受けない権利が必要である。	<input type="checkbox"/>	喫煙行為による被害を受けない権利につきましては、第1号や第3号に含まれているものと考えております。副流煙を吸ってしまうなどの望まない受動喫煙が起きないように、健康増進法及び東京都受動喫煙防止条例に基づき、区として、タバコを吸うときに周囲への配慮を伴う意識や行動の変容を促す啓発に取り組んでまいります。
57	第5条	第5号においては、「なんびとからも身体的又は精神的な暴力、虐待等を受けることのない環境」との表記、または「いじめを含む」との表記が良いと思う。	<input type="checkbox"/>	「環境」につきましては、第3条第1号の「安全及び安心な環境の下」において規定しております。 また、いじめにつきましては、第5条第5号の「等」に含まれているほか、第20条においても明記しております。
58	第5条	第6号の「放置されない」とは具体的にどのようなことか。	<input type="checkbox"/>	具体的には「ネグレクトをされないこと」が挙げられます。

意見No.	項目	意見の概要	取扱い	区の考え方
59	第5条～第8条	子どもの権利条約の「4つの柱」と呼応しているということを理解するまでにかかなりの時間を費やした。流れとしては、唐突な感じを受ける。4つの柱が、本条例に入るのは本当に適切なのか疑問が残る。また、次に掲げる権利として具体例が書かれているが、これだけでは不十分で、結果的に子どもの権利を狭めてしまうのではないかと懸念している。	<input type="checkbox"/>	子どもへの意見聴取において、条例内に子どもの権利の具体例があると分かりやすいとの子どもからの意見がありました。このため、第5条から第8条において、広く知られている「子どもの権利条約」の「4つの柱」を基に、子どもの権利の主な内容を表記しております。その他の具体的な権利については、今後の普及啓発において周知してまいります。
60	第6条	「のびのびと育つ権利」を「自分らしく育つ権利」に変更してほしい。	<input type="checkbox"/>	条例（素案）の作成に当たっては、当事者である子どもの意見を聴くことが重要と考え、子どもへの意見聴取を実施しております。ご意見いただいた表現につきましては、子どもの意見を参考にしております。
61	第6条	「のびのびと育つ権利」を「自分らしく育つ権利」に変更してほしい。		
62	第6条	「のびのびと育つ」は曖昧なので、「自分らしく」の方が表現としてはふさわしいと思う。		
63	第6条	平和のうちに暮らし成長する権利を明記してほしい。	<input type="checkbox"/>	前文において「笑顔で幸せに豊かな生活を送ることができる平和な社会を実現」することについて明記しております。
64	第6条	第5号の「必要な助言及び支援を受けながら、年齢及び成長の程度に応じて」を削除してほしい。	<input type="checkbox"/>	子どもは自己決定権がある中で、年齢や成長過程によっては、助言及び支援を受ける必要が生じる場合があると考えております。
65	第7条	「権利侵害の状態から回復するため」を「権利侵害の状況から守られ、回復するため」に変更してほしい。	<input type="checkbox"/>	第7条は、子どもが、権利侵害の状態から回復するために守られる権利について明記しております。権利侵害の状況から守られることにつきましては、第5条にて明記しております。

意見No.	項目	意見の概要	取扱い	区の方考え方
66	第7条	権利侵害を受けている子どもだけでなく、まだ権利侵害を受けていない子どもも対象であるため、「権利侵害の状態から回復するため」を「あらゆる権利侵害をうけないために」へ変更してほしい。	<input type="checkbox"/>	第7条は、子どもが、権利侵害の状態から回復するために守られる権利について明記しております。権利侵害を受けないことにつきましては、第5条、第6条、第8条に明記しております。
67	第7条	守られる権利の表現として、「回復するために」は不十分であるため、「権利侵害の状態から回復するため」を「自分を守り、自分が守られるために」へ変更してほしい。	<input type="checkbox"/>	第7条は、子どもが、権利侵害の状態から回復するために守られる権利について明記しております。
68	第7条	守られる権利はとても大切で、大人としての責任を感じる。もっと、子どもに分かりやすい表現にしてほしい。	<input type="checkbox"/>	第7条は、日本ユニセフ協会の示す「子どもの権利条約」の4つの柱のうち、「守られる権利」を基に明記しております。条文については、読み手によって解釈が変わらないよう、正確かつ一義的に表現する必要がございます。このため、条文には子どもにとって分かりにくい表現もございますが、少しでも読みやすくなるよう、全ての漢字に振り仮名を振ったり、文末を「です」「ます」と表現するなどの工夫をしております。今後は、子ども用リーフレットを作成するなど、普及啓発において、子どもに分かりやすく伝えてまいります。
69	第7条	子どもたち自身が理解しやすくなるよう、「権利侵害」「搾取」の表現を変更してほしい。		
70	第7条	第1号において、ヤングケアラー（不当な介護及び労働）をイメージする文言も入れてほしい。	<input type="checkbox"/>	ヤングケアラー（不当な介護及び労働）は、第1号の「等」や第2号の「育つことが妨害されている状況」に含まれていると考えております。
71	第7条	第2号において、子どもを権利の主体として捉えるのではなく、大人が子どもを保護する、守るという対象に捉えていて違和感がある。	<input type="checkbox"/>	育つことが妨害される状況とは、第6条に定められた権利が守られていない状況になります。第7条は、このような権利侵害の状況から、子どもが守られる必要があることについて明記しております。

意見No.	項目	意見の概要	取扱い	区の考え方
72	第7条	第3号において、「気軽に相談でき」の「気軽」を他の言葉に置き換えてほしい。	<input type="checkbox"/>	条例（素案）の作成に当たっては、当事者である子どもの意見を聴くことが重要と考え、子どもへの意見聴取を実施しております。ご意見いただいた表現につきましては、子どもの意見を参考にしております。
73	第7条	第3号において「必要な支援を受ける機会が守られること」を「必要な支援を受ける機会が提供されること」に変更してほしい。	<input type="checkbox"/>	第7条は、子どもが、権利侵害の状態から回復するために守られる権利について明記しております。ご意見につきましては、第24条に含まれていると考えております。
74	第7条	第3号において「機会が守られること」を「与えられること」に変更してほしい。	<input type="checkbox"/>	第7条は、子どもが、権利侵害の状態から回復するために守られる権利について明記しております。
75	第7条	新たに「子どもが、笑顔で生活できるために、すべての子どもたちの権利は守られます。」と追記してほしい。	<input type="checkbox"/>	第7条は、子どもが、権利侵害の状態から回復するために守られる権利について明記しております。ご意見につきましては、前文に含まれていると考えております。
76	第8条	第3号の「仲間を作り、集まること」に「子どもたち同士で相談したり、解決しようと話し合う機会を持つこと。」などと説明を追記してほしい。	<input type="checkbox"/>	第3号は「子どもの権利条約」の第15条（結社・集会の自由）を基に規定しております。 子どもは、ほかの人と一緒に団体を作ったり、集会を行ったりすることができ、「子どもたち同士で相談したり、解決しようと話し合う機会を持つこと。」も、この内容に含まれていると考えております。
77	第8条	第8条の参加する権利のうち、第3号の「仲間を作り、集まること」は特に大切だと思うが、区の具体的な政策を教えてほしい。（こども会議や目安箱の設置等）	△	具体的な政策につきましては、子どもの意見を参考にしながら、現在検討を進めているところでございます。ご意見の内容につきましては、今後の検討において参考とさせていただきます。

意見No.	項目	意見の概要	取扱い	区の考え方
78	第3章全体	第3章の事項には命に関する記述がなく、大人を含め多様な人たちとの人間関係を構築する内容が乏しいと思う。子どもと共に全ての人が歩む支援の仕方を明記することが大切ではないか。	□	子どもの命に関する記述は、第5条で子どもの権利として明記しております。第3章は、区、保護者、区民等及び育ち学ぶ施設といった主に大人が、子どもの権利を保障するにあたっての役割及び責務を明記しております。この役割及び責務を果たしていく中で、子どもが大人を含め、多様な人たちとの人間関係を構築できるよう、支援に努めてまいります。
79	第9条	最も大切な子どもの意見を取り上げることが欠落していると思う。	○	子どもの意見を聴くことについては、第9条第1項の「あらゆる施策」に含まれており、具体的には第22条に明記しております。
80	第10・11・12条	大人側も子どもの権利を学習する必要があると思うため、保護者の役割において、「子どもの権利を学び、保障します。」の表記とし、同じく、区民等の役割、育ち学ぶ施設の役割についても「努めます」より「子どもの権利を学び、保障します。」としてほしい。	△	ご意見につきましては、第23条に含まれていると考えております。第23条では「区は、子どもの権利について、子ども、保護者、区民等及び育ち学ぶ施設に理解してもらおうよう、広報や啓発をするものとします」と規定しているとおり、区は、子どもだけでなく大人にも子どもの権利について学んでいただく必要があると考えており、今後の普及啓発に取り組んでまいります。
81	第11条	第2項において「支援」の重複記載のため、表記を変更してほしい。	□	前段の「支援」は、区及び育ち学ぶ施設が区民等に行う支援を示しており、後段の「支援」は、区民等が子どもに行う支援を示していることから、支援の実施主体が異なるものと考えております。
82	第12条	第12条第2項において、「子どもが自分で考え、学び、及び活動することができるよう」とあるが、活動する場を提供してほしい。	△	第19条において、区、保護者、区民等及び育ち学ぶ施設が、子どもがあらまの自分でいられて、安全で安心して過ごすことができる環境づくりに努めることについて明記しております。ご意見につきましては、今後の区の施策の推進において、参考とさせていただきます。
83	第13条	「必要な取組」との表記は、曖昧な表現で分かりにくい。	□	第13条は、第1号から第3号に規定した権利が家庭において保障されるよう、保護者が必要な取組を行うよう明記しておりますが、取組方法は家庭により様々であることから、具体的なことは明記せず「必要な取組」と表記しております。

意見No.	項目	意見の概要	取扱い	区の考え方
84	第13条	第1号の「育てられること」は他人事に聞こえるため、「家庭内の安心できる環境において、愛情を持って育まれること」に変更した方が良い。	<input type="checkbox"/>	子どもが「差別、暴力、虐待等を受けず、愛情を持って育てられること」について、保護者は必要な取組を行うよう努めることと規定しているため、他人事にはならないと考えております。
85	第14条	第2号において「個人として個性」を「個人としての個性」に変更してほしい。	<input type="checkbox"/>	本条例は、日本国憲法の理念に基づき定めており、日本国憲法第13条において「個人として尊重される」と表記されていることから、本条例においても「個人として」と表記しております。
86	第14条	第2号において「私生活上の秘密」を「個人及び家庭の情報」へ修正してほしい。	<input type="checkbox"/>	第2号における「私生活上の秘密」とは、他人に干渉されることが許されない子どもの私生活における知られたくない情報であり、ご意見につきましては、これに含まれていると考えております。
87	第14条	第14条に「子どもの意見の尊重」について記載がなく、残念に思う。第13条に沿うような形で明記してほしい。	<input type="checkbox"/>	第2号の「個人として個性及び特性が尊重され」に含まれており、具体的には第22条において、育ち学ぶ施設が子どもの意見を大切に受け止めることについて明記しております。
88	第14条	新たに第4号として「年齢及び成長の程度に応じて、意見が尊重され、及び最善の利益が考慮されること」を追記してほしい。		
89	第15条	第3号における「遊び、学び、又は休むために、一人でも集団でも利用できる場所があること」について、子ども食堂を作りたいと計画しても、地域（町会など）から作らないでと拒否されたことがあった。地域社会における権利保障ならば、努力義務的な裁量としてほしい。地域社会は「その場所を保障するように努めること」を追記してほしい。	<input type="checkbox"/>	第15条では、区民等は、地域社会において第1号から第3号に掲げる事項について、必要な取組を行うよう努めることと規定しており、努力義務としております。今後の普及啓発において、子どもの権利について地域社会に広く周知してまいります。

意見No.	項目	意見の概要	取扱い	区の考え方
90	第15条	第15条第3項において「遊び、学び、又は休むために、一人でも集団でも利用できる場所があること。」について、子どもが利用するのは公園や児童館、児童福祉施設だけでなく、商業施設、学習塾もあるため、都市計画マスタープランに基づいた適切な土地利用を指導の強化に加えて、状況によっては行政が主体的に誘致するよう定めるべきと思う。	△	今後も、都市計画マスタープランや用途地域等に基づき、適切な土地利用を進めるとともに、施設の誘致については、状況に応じて検討してまいります。
91	第15条	第15条第3号において、「一人でも集団でも利用できる場所があること」はとても大事だと思う。特に中学生、高校生の集まれる場を用意してほしい。	△	第19条において、区、保護者、区民等及び育ち学ぶ施設が、子どもがありのままの自分でいられて、安全で安心して過ごすことができる環境づくりに努めることについて明記しております。ご意見につきましては、今後の区の施策の推進において、参考とさせていただきます。
92	第16条	「視点」の表記が第16条のみで、分かりにくく、混乱を生みかねないため、「子どもの視点」を「子どもの意見」に変更してほしい。	□	区が子どもに関する施策を行うに当たっては、子どもの目線に立った施策を推進する必要があることを示すため、第16条では「視点」との表記にしております。
93	第16条	継続的に大切にする姿勢を示してほしいため、「大切にした上で」を「大切にしながら」に変更してほしい。	□	子どもに関する施策を推進するには、その前提として子どもの視点を大切にする必要があると考え「大切にした上で」と表記しております。このため、子どもに関する施策の推進に当たっては、常に子どもの視点を大切にしております。
94	第16条	新たに、「区は、育ち学ぶ施設の関係者が専門性を高める研修、また、労働環境等の必要な支援を行います。」と追記してほしい。	□	第16条では、子どもに関する施策の推進についての基本的な考え方を明記しており、その具体的な内容につきましては、第17条以降に明記しております。職員の専門性を高めるための研修につきましては、第23条第1項、労働環境の改善につきましては、第19条第2項に含まれていると考えております。いずれも、子どもの権利を守っていく上で必要なことと考えております。

意見No.	項目	意見の概要	取扱い	区の考え方
95	第16条	<p>新たに、「区は、こどもに関する施策を総合的に推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。」と財政上の措置について明記してほしい。また、その次に「前項の検討を行うに当たっては、こどもの意見を反映させるため、こどもの意見を聴く機会を設けるものとする。」と明記してほしい。</p>	□	<p>第16条では、こどもに関する施策の推進についての基本的な考え方を明記しており、財政上の措置を講ずることは、施策を推進するための前提として必要不可欠であることから、ここに含まれていると考えております。また、こどもの意見を聴く機会を設けることにつきましては、第22条に明記しております。</p>
96	第17条	<p>第1項において「子どもの学ぶ意欲及び学ぶ権利を尊重し」を「子どもの学ぶ権利を認め」に変更し、「子どもの個性及び特性を大切にしながら」を「子どもの個性及び特性を尊重しながら」に変更してほしい。</p>	□	<p>子どもの育ちの支援に当たっては、子どもの学ぶ権利はもちろんのこと、子どもの学ぶ意欲についても尊重することが重要であると考えております。</p> <p>また、「子どもの権利条約」では、子どもを権利を持つ主体と位置付け、大人と同じく、一人の人間として持っている権利を認めております。本条例は「子どもの権利条約」の理念に基づき定めていることから、子どもの権利を認めていることを前提として、第17条第1項では「尊重」と明記しております。</p> <p>なお、「子どもの個性及び特性を大切にしながら」につきましては、第6条第3号にて「個人として個性及び特性が理解され、並びに尊重されること」とすでに規定していることを踏まえ、今後、子どもの個性や特性に応じた環境を整備していくことをより分かりやすく伝えるため「大切にしながら」と表記しております。</p>
97	第17条	<p>不登校児が増加しているため、多様な学びの場の確保について、条例に記載してほしい。</p>	○	<p>第1項においては、不登校や病気などを理由に通学できない状況にあっても、全ての子どもが学ぶことができる環境の整備について明記しており、ご意見いただいた内容は含まれていると考えております。</p>



意見No.	項目	意見の概要	取扱い	区の考え方
98	第17条	新たに「区は、子どもが自分らしくいられる居場所づくりを推進します。」との表記を記載してほしい。	□	ご意見いただきました、子どもが自分らしくいられる居場所づくりを推進することにつきましては、第19条第1項に含まれていると考えております。
99	第17条	新たに第3項として、「区は子どもが自分らしくいられる多様な居場所づくりを推進する」と表記してほしい。		
100	第17条	新たに第3項として、「区は、こどもが伸び伸びと健やかに育つことができるよう、こどもが過ごしやすい遊び場や居場所づくりなど、環境の整備を図るものとする」と明記してほしい。		
101	第17条	新たに第3項として、「区は、子どもが自分らしくいられる過ごしやすい遊び場や、多様な居場所をつくります。」と追記してほしい。		
102	第18条	新たに、多様なルーツを持つ子どもが生活しているため、「外国にルーツをもつ子ども及び家庭に対し、安心して暮らすことができるよう必要な支援をするよう努めます。」と追記してほしい。	□	第18条では、子育て家庭の支援についての基本的な考え方を明記しており、「外国をルーツをもつ子ども及び家庭」につきましては、第2項において、「特別な支援又は配慮を必要とする子ども及び家庭」に含まれていると考えております。
103	第19条	「遊び場や居場所」と具体的に記してほしい。のびのびと育つ権利には欠かせないと思う。	□	「遊び場や居場所」は、子どもが安全で安心して過ごすことができる「環境」に含まれていると考えております。ここで「環境」と表現したのは、施設や場所の整備のみと捉えるのではなく、区、保護者、区民等及び育ち学ぶ施設がそれぞれの立場で子どもの活動への支援をするなど、ハード・ソフト両面で総合的に支援していきたいと考えているためです。
104	第19条	「環境づくり」を「遊び場、居場所等環境づくり」へ変更してほしい。こども家庭庁でも「こどもの居場所づくり」を推進しているとともに、東京都こども基本条例でも「こどもの遊び場、居場所づくり」と明記されている。		

意見No.	項目	意見の概要	取扱い	区の考え方
105	第19条	「環境」は都の基本条例にあるように、「遊び場や居場所」の表現が良いと思う。		
106	第19条	「環境」というと漠然としたものを感じる。「居場所」と表記してほしい。	□	「遊び場や居場所」は、子どもが安全で安心して過ごすことができる「環境」に含まれていると考えております。ここで「環境」と表現したのは、施設や場所の整備のみと捉えるのではなく、区、保護者、区民等及び育ち学ぶ施設がそれぞれの立場で子どもの活動への支援をするなど、ハード・ソフト両面で総合的に支援していきたいと考えているためです。
107	第19条	新たに「～子どもが安全で安心して過ごすことができる遊び場や居場所づくりなど、環境の整備を行います。」と追記してほしい。		
108	第20条	いじめの防止について、区の体制を条例に記載してほしい。	○	第20条において、区、保護者、区民等及び育ち学ぶ施設が、いじめを含む、子どものあらゆる権利侵害を防止するための基本的な取組を明記しております。 なお、区では、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進し、児童等が健全に成長できる環境を整備することを目的として、平成31年4月に「葛飾区いじめ防止対策推進条例」を制定しております。今後も引き続き「葛飾区いじめ防止対策推進条例」に基づき、いじめ防止に取り組んでまいります。
109	第20条	学校内外での子どもたちの環境で、いじめによる自死だけでなく、教育現場あるいはサークルなどでの「指導死」も問題となっているため、文章の中に「教育現場や施設、養護施設における子どもたちの遊び、学びを保障する施設内で」を追記してほしい。	□	「教育現場や施設、養護施設における子どもたちの遊び、学びを保障する施設」につきましては「育ち学ぶ施設」に含まれております。

意見No.	項目	意見の概要	取扱い	区の考え方
110	第20条	虐待・体罰は、大人が子どもに行う行為であって、いじめは子ども間で行われる行為であるため、同列に文章にするのではなく、分けた方が良い。		第20条は、区、保護者、区民等及び育ち学ぶ施設が、子どものあらゆる権利侵害を防止するための基本的な取組を明記したものであるため、同じ項目として明記しております。
111	第20条	虐待、体罰、いじめがまとめて扱われているが、いじめは、いじめる側への配慮も大切であるため、相談機関も含めて別の項目として記載してほしい。		
112	第20条	いじめは子ども間で起きる問題であり、虐待や体罰の防止とは異なる対応が求められるため、「虐待、体罰、いじめ等の権利の侵害の防止」としてまとめず、「虐待、体罰防止」と「いじめ防止」に分けてほしい。		
113	第20条	いじめに関して、いじめる側に問題があるのだから、いじめる側への支援についても明記してほしい。	<input type="checkbox"/>	第1項において、区、保護者、区民等及び育ち学ぶ施設が、いじめを含む権利侵害について、決して誰もがしてはならないという認識の下、子どもが安全で安心して過ごせるよう努めることについて明記しております。いじめが発生した際には、子どもが安全で安心して過ごせるよう、いじめられた側だけではなく、いじめる側への対応も行うことから、ご意見につきましては、第1項に含まれていると考えております。
114	第20条	第2項の「及び子どもにやさしく寄り添い」を削除してほしい。	<input type="checkbox"/>	条例（素案）の作成に当たっては、当事者である子どもの意見を聴くことが重要と考え、子どもへの意見聴取を実施しております。ご意見いただいた表現につきましては、子どもの意見を反映にしております。
115	第21条	すでに貧困の家庭も多いと思うため、防止だけでなく、貧困の対策及び防止という項目にしてほしい。	<input type="checkbox"/>	第21条は、子どもが成長する過程において、貧困を発生させない、又はその状態を解消するために、区が貧困の防止に取り組むことについて明記しており、ご意見いただいた「対策」についても含まれていると考えております。
116	第21条	「子どもの貧困の防止に取り組むとします。」を「子ども貧困の対策と防止に取り組むものとします。」に変更してほしい。		

意見No.	項目	意見の概要	取扱い	区の考え方
117	第21条	「子どもの貧困の防止に取り組むものとします。」を「子どもの貧困の発見と防止に取り組むものとします」に変更してほしい。	□	第21条は、子どもが成長する過程において、貧困を発生させない、又はその状態を解消するために、区が貧困の防止に取り組むことについて明記しており、ご意見いただいた「貧困の発見」についても含まれていると考えております。
118	第22条	第1項において「子どもを権利の主体として尊重し」を「子どもを権利の主体として認め」に変更してほしい。	□	「子どもの権利条約」では、子どもを権利を持つ主体と位置付け、大人と同じく、一人の人間として持っている権利を認めております。本条例は「子どもの権利条約」の理念に基づき定めていることから、子どもを権利の主体として認めていることを前提として、第22条第1項では「尊重」と明記しております。
119	第22条	第1項において「子どもの背景及び状況に配慮した」から「子どもの年齢及び成長の程度に応じ、また背景及び状況に配慮した」に変更し、第3条第2号と揃えた方が良い。	□	ご意見いただきました「子どもの年齢及び成長の程度」につきましては、「子どもの背景及び状況に配慮した」の「状況」に含まれていると考えております。
120	第22条	第1項の「子どもの背景及び状況に配慮した、子どもの参加の機会を確保するものとします。」を「子どもの参加の機会を確保し、共に考える場の確保をする。」に変更してほしい。	□	子どもの参加の機会につきましては、アンケート、パブリック・コメント、公共施設等における意見交換など、様々な方法があると考えております。このため、ご意見いただきました「共に考える場」につきましては、参加の機会の方法の1つであると捉えております。
121	第22条	第2項において「子どもにとってより良い方法を一緒に考えるよう努めます。」を「子どもにとってより良い方法を一緒に考え、子どもの最善を尽くします。」へ変更し、実施に向けた表記にしてほしい。	□	条例（素案）の作成に当たっては、当事者である子どもの意見を聴くことが重要と考え、子どもへの意見聴取を実施しております。ご意見いただいた表現につきましては、子どもの意見を参考にしております。また、第22条第2項では、日本ユニセフ協会の示す「子どもの権利条約」の4つの原則のうち、「子どもの最善の利益」を基に明記しております。
122	第22条	第2項において「子どもにとってより良い方法を一緒に考えるよう努めます」を「一緒に考えながら、子どもにとって最も良いことを行っていただけるよう努めます」に変更し、前文と揃えた方が良くと思う。		
123	第22条	子どもの意見を聞く体制が必要だと思う。	△	条例（素案）の作成に当たっては、子どもの意見を聴くことが重要と考え、アンケートやヒアリング等の意見聴取を実施してまいりました。今後も、第22条に明記のとおり、子どもの意見を聴く仕組みについて検討を進めてまいります。

意見No.	項目	意見の概要	取扱い	区の考え方
124	第22条	子どもの意見が行政にも反映されるよう、子ども若者委員会のような常設の仕組みが必要だと思う。	△	第22条に明記のとおり、子どもの意見表明及び社会参加の機会を確保してまいります。今後、先進自治体の事例も参考にしながら、子どもにとってより良い仕組みになるよう、検討を進めてまいります。
125	第22条	子どもたちに関わる区政の方針決定について、子どもたち、保護者の意見を広く聞く場を設けてほしい。		
126	第22条	子どもたちが自由に意見に述べられる、子ども会議が常設されている自治体もあると聞く。子どもの声が反映できるようにしてほしい。		
127	第22条	あらゆる場面において、話を聞いてくれる大人がいる場が多くあることが、子どもの権利を守ることに思える。子どもの意見を聞いてほしい。	△	本条例を通じて、子どもの意見を聴き、大人が意見を受け止め、一緒により良い方法を考えることの定着を図ってまいります。ご意見の内容につきましては、今後の普及啓発において、参考とさせていただきます。
128	第22条	子どもの権利条約の特徴は、子供の意見表明権が前面に出たものだが、その特徴が、この条例案には生かされていない。「子どもが自分に関わることで意見を表明し尊重される権利を有する、それはどんな場面であれ、尊重されるべきもの」と具体的に宣言して、述べる必要があると思う。	△	第3条第2号や第22条において、子どもの意見表明権や子どもが権利の主体として尊重されることを明記しております。ご意見の内容につきましては、今後の普及啓発において、周知してまいります。
129	第22条	素案では庇護され、保護され、守られるものという位置づけが強い印象がある。子どもの権利条例案では、子どもを保護の対象としてだけでなく、自ら意見をのべる主体として意見を言う権利があるんだよ、言っているんだよ、その意見をもっと生かしていこうと明記すべきだと思う。	○	第22条第1項では「区は、子どもを権利の主体として尊重し、子どもが自分の意見を表明したり、社会に参加することができるよう、子どもの背景及び状況に配慮した、子どもの参加の機会を確保するものとします」と明記しております。また、同条第2項では「子どもの意見の表明に対し、その意見を大切に受け止め」とした上で、より良い方法を子どもと一緒に考えていくことを明記しております。

意見No.	項目	意見の概要	取扱い	区の考え方
130	第22条	子どもたちがアドボケイトに繋がれるシステムについて、区の政策として取り組んでほしい。	△	意見表明支援員(アドボケイト)につきましては、子どもの権利擁護の取組において、10月からの導入を予定しております。
131	第23条	第1項において「理解してもらう」が、上下の関係を印象付けるような表現（使役動詞）であるため「理解を促すための」などに変更してほしい。	□	第1項は、区が子どもの権利について、広報や啓発を行うことについて明記しておりますが、区としては、皆さんに子どもの権利を知っていただきたいの思いから「理解してもらう」と表現しております。
132	第23条	第1項の「広報及び啓発をするものとします。」を「人種・言語などの違いによる区別なく広報及び啓発などを行うものとする。」に変更してほしい。	□	第23条では、広報や啓発についての基本的な考え方を示しており、実施の際には、人種や言語への配慮のほか、低年齢の子どもや障害者への配慮など、様々な状況を配慮する必要があることから、具体例を示さず表記しております。
133	第23条	第2項の「家庭、育ち学ぶ施設、地域社会等で」を「子ども、保護者、区民等及び育ち学ぶ施設関係者が」に変更してほしい。変更後の表記だと、子ども自身が子どもの権利を学びたいときに、区が支援をする意思を示すことができると思う。	□	第2項では、家庭、育ち学ぶ施設、地域社会等といったあらゆる場所において、子ども自身が権利について学べるよう、区が必要な支援を行っていくことを示しており、ご意見の内容が含まれていると考えております。今後の広報や啓発において、子ども自身が子どもの権利を学べるよう、リーフレットの配付や研修などの取組を進めてまいります。
134	第23条	第2項の「自分だけでなく自分以外の人を大切にできるよう」を削除してほしい。	□	子どもが権利を行使するときには、自分以外の人にも同様に権利があることを十分に認識し、その権利を大切にすることが必要であると考えております。第4条では、子どもに分かりやすい表現を用いているため、主語が「子ども」になっておりますが、この認識は大人も同様であると考えております。このことについては、今後の普及啓発において、十分に周知してまいります。
135	第23条	「子どもの権利条例」の広報、啓発に際しては、漢字にふりがなを振るだけでなく、「やさしい日本語」なども考慮し、1人でも多くの人に(子どもにもおとなにも)届くようにしてほしい。	△	今後の普及啓発の際には、より多くの方に理解していただけるよう、「やさしい日本語」の考え方を踏まえた表現にするなど、年齢や言語の違いなどに配慮した工夫をしてまいります。

意見No.	項目	意見の概要	取扱い	区の考え方
136	第23条	この条例を子どもたち自身が理解しやすくなるよう、子ども向け版の作成を希望する。	△	条例をより多くの子どもが読むことができるよう、条例に振り仮名を表記しております。 今後は、普及啓発において、子ども向けのリーフレットの作成を予定しております。子どもが理解できるリーフレットを作成するため、子どもの意見を聴き、取組を進めてまいります。
137	第23条	大人でも難しく感じる内容であるため、子どもでも理解できるよう（箇条書きでわかりやすいwebページやリーフレットなど）も必要であると思う。	△	今後、子ども向けのリーフレットの作成を予定しており、作成の際は、子どもが理解できる内容とするため、子どもの意見を聴いてまいります。また、区ホームページやSNSなどを活用した普及啓発を行う際も、子どもに分かりやすい表現にするなどの工夫をしております。
138	第23条	条例の表記について、日本語・英語・中国語・ハングル語で表示してほしい。	△	今後の普及啓発において、国籍や言語の違いにも配慮した方法を検討してまいります。
139	第23条	早期に周知徹底をしてほしい。	△	普及啓発は、迅速かつ効果的に行う必要があると考えております。条例制定後は、速やかに周知を図ってまいります。
140	第23条	条例を活用できるよう、区民に周知してほしい。		
141	第23条	この権利条例を知る機会、活用する経験の場になるよう、学校生活において、子どもの権利条例を学ぶ機会を作ってほしい。学ぶことが、育つことそのものが権利の基にあることを子ども達に知らせてほしい。	△	ご意見につきましては、今後の普及啓発において、参考とさせていただきます。学校生活の中で学ぶ機会につきましては、今後検討を進めてまいります。

意見No.	項目	意見の概要	取扱い	区の考え方
142	第23条	広報及び啓発だけでなく、研修も十分に行ってほしい。	△	条例制定後は、子どもの権利について学び、理解する機会が必要と考えております。より多くの方が子どもの権利を学び、理解する機会が確保できるよう、研修などの取組を進めてまいります。
143	第24条	第1項において、「回復のための支援に努めます。」を「回復を継続して見守る支援に努めます。」に変更してほしい。	□	ご意見いただきました「回復を継続して見守る支援」につきましては、「回復のための支援」に含まれていると考えております。
144	第24条	第2項において、「体制の構築」を「安心して生活し続けられる体制と環境の構築」に変更してほしい。	□	第2項は、区が子どもの救済を図るための体制の構築等について規定したことになります。子どもが安心して生活し続けられる環境を区が構築することにつきましては、第19条に明記しております。
145	第24条	第2項において「体制の構築」から「独立した体制の構築」に変更してほしい。	□	第2項の「体制の構築」につきましては、区からの独立性の有無に関わらず、子どもの救済を図るためのより良い体制を構築していくことが必要であると考えております。
146	第24条	第5章の相談及び救済の項目（主に第2項）において、具体的な子どもの権利を守るための取組の記述を追加してほしい。	□	第24条では、子どもが権利侵害を受けた際の救済について、子どもを守るための基本的な取組を示しております。具体的な取組については、状況に応じて見直しや改善をしていくことから、明記はしておりませんが、引き続き、普及啓発を行ってまいります。
147	第24条	新たに第3項として、「子どもの健やかに育ちゆく環境の整備のため、時代の社会の動向に留意し、子どもの最善の利益のための取り組みを行うものとする。」を追記してほしい。	□	第24条では、子どもの権利侵害からの回復と救済について規定しております。また、第1条では、子どもの最善の利益が実現される「かつしか」を目指し、子どもの健やかな成長を支えていくことを目的とすると明記しております。



意見No.	項目	意見の概要	取扱い	区の考え方
148	第24条	新たに第3項として、「子どもの権利が侵害された際の救済に際しては、再発防止に向けて必要な調査を行い、関係機関への報告や助言、是正勧告を行います。」を追記してほしい。	□	ご意見につきましては、第2項に含まれていると考えております。 子どもの権利が侵害された際の救済につきましては、区では、10月に設置する児童福祉審議会の枠組みを活用し、子どもからの権利侵害に関する相談等を受け、必要に応じて弁護士等による調査を行い、児童福祉審議会で審議の上、関係機関に意見具申をするなどの取組を進めてまいります。
149	第24条	子どもの権利を守るためにも、検討する専門の審議会が必要で、評価、検証や進捗状況等の情報発信が必要だと思う。	△	子どもの権利に関する検証につきましては、今後、各施策における保障状況を把握することや、検証を行う会議体の設置に向けて検討を進めてまいります。
150	第24条	児童擁護委員制度もあるようなので、相談機関等の表示が必要だと思う。	△	第24条では、子どもが権利侵害を受けた際の救済について、子どもを守るための基本的な取組を示しております。相談機関は複数あるため、条例（素案）で具体的には明記しておりませんが、広報紙やホームページ、パンフレット等で分かりやすく周知してまいります。
151	第24条	子どもの相談について、専門的な機関につながるような相談窓口が整備されないといけないと思う。	△	子どもの相談窓口については、子ども総合センターなどがございます。相談の内容に応じて、専門的な機関につないでまいります。今後も相談窓口の充実に努めてまいります。
152	第24条	子どもの権利相談窓口や子どもの権利委員会などの設置が不可欠だと思う。	△	10月に設置する児童福祉審議会の枠組みを活用し、子どもからの権利侵害に関する相談等を受け、必要に応じて弁護士等による調査を行い、児童福祉審議会で審議の上、関係機関に意見具申をするなど、子どもが権利侵害を受けた際の救済を図ってまいります。また、子どもの権利委員会などの設置につきましては、今後検討を進めてまいります。
153	第24条	子どもを守るための「子どもの権利擁護委員」の配置や「子どもにやさしいまちづくり委員会」をつくり、子どもの声が区政に届くような仕組みを作してほしい。	△	10月に設置する児童福祉審議会の枠組みを活用し、子どもからの権利侵害に関する相談等を受け、必要に応じて弁護士等による調査を行い、児童福祉審議会で審議の上、関係機関に意見具申をするなど、子どもが権利侵害を受けた際の救済を図ってまいります。また、子どもの声が区政に届く仕組みについては、第22条に明記のとおり、子どもの意見表明及び社会参加の機会を確保してまいります。

意見No.	項目	意見の概要	取扱い	区の考え方
154	第25条	この条例を具現化していくための推進計画の作成や、その実施状況を検証する委員会の設置などは、第25条の「この条例の施行に関し必要なこと」に含まれていると考えていいのか。	△	第25条は、本条例の施行に関し必要な事項を、規則や要綱等により別に定めることについて明示しております。本条例に基づく具体的な推進計画の作成につきましては、国・都の動向や先進自治体の取組を参考にしながら、今後検討してまいります。また、子どもの権利に関する検証につきましては、今後、各施策における保障状況を把握することや、検証を行う会議体の設置に向けて検討を進めてまいります。
155	その他(計画)	東京都子ども基本条例と同様に、こどもに関する計画の策定として、「区は、こどもに関する計画を策定するに当たっては、第3条の基本理念にのっとるものとする。」と明記してほしい。	△	ご意見につきましては、第9条第1項の区の役割や第16条の子どもに関する施策の推進に含まれていると考えております。今後、子どもに関する計画を策定するに当たっては、本条例の理念を踏まえていきたいと考えております。
156	その他(検証)	この条例の施行後3年を経過した場合において、この条例の施行の状況及び子どもを取り巻く状況等について検討することについて、明記してほしい。	△	条例の施行状況等の検討につきましては、3年の経過を待たず、必要に応じて実施していくものと考えており、条例(素案)に明記をしておりますが、今後、各施策における保障状況を把握することや、検証を行う会議体の設置に向けて検討を進めてまいります。
157	その他(検証)	東京都子ども基本条例の附則にあるように、3年を経過したとき条例の施行状況や子どもを取り巻く状況について検討する機会が必要だと思う。また、その検討を行うときは、子どもの意見や区民の意見を反映するために意見を聞く機会を設けるとの条文も追記してほしい。	△	条例の施行状況等の検討につきましては、3年の経過を待たず、必要に応じて実施していくものと考えており、条例(素案)に明記をしておりますが、今後、各施策における保障状況を把握することや、検証を行う会議体の設置に向けて検討を進めてまいります。
158	その他(検証)	この条例の施行後3年を経過した場合において、この条例の施行の状況及び子どもを取り巻く状況等について検討することについて、明記してほしい。また、その検討の際には、子どもの意見を反映させるために、子どもの意見を聴く仕組みを設けることについても明記してほしい。	△	また、意見を聴くことにつきましては、区の施策の推進に当たって重要であると考えており、第22条に子どもの意見の表明及び参加する機会の確保について明記しております。

意見No.	項目	意見の概要	取扱い	区の考え方
159	その他 (計画・検証)	推進計画実行委員会を設置したり、数年ごとに検証する必要があると思うため、「区は、子どもの権利を保障するため推進体制をつくります。」と明記してほしい。		
160	その他 (計画・検証)	条例を実現するためには、具体的な推進計画が必要であると思うため、「区は、この条例に基づき子ども権利条例推進計画を定めます。3年ごとに検証し、子どもや区民の意見を聞く機会を設けます。」と追記してほしい。	△	本条例に基づく具体的な推進計画の作成につきましては、国・都の動向や先進自治体の取組を参考にしながら、今後検討してまいります。また、子どもの権利に関する検証につきましては、今後、各施策における保障状況を把握することや、検証を行う会議体の設置に向けて検討を進めてまいります。
161	その他 (計画・検証)	第6章の雑則の中に、「子どもの権利条例に沿った行動計画を策定し、子どもの権利の保障状況を3年毎に見直す。市民を含めた複数の委員を選定し、権利委員会を置く。」というような内容を追記してほしい。		
162	その他 (計画・検証)	条例に基づいた行動計画を検証し結果をまとめ広める第三者機関が必要だと思うため、このことを記載した文章をもう1章増やしてほしい。		
163	その他 (計画・検証)	条例に基づいた推進計画が必要だと思う。数年経過して子どもを取り巻く状況や時代の変化に適合しているか検証することが必須だと思う。検証の際には、子どもの意見及び区民の意見を声を聞く機会を設けて、声を反映させる事が大切だと思う。	△	本条例に基づく具体的な推進計画の作成につきましては、国・都の動向や先進自治体の取組を参考にしながら、今後検討してまいります。子どもの権利に関する検証につきましては、今後、各施策における保障状況を把握することや、検証を行う会議体の設置に向けて検討を進めてまいります。 また、意見を聴くことにつきましては、区の施策の推進に当たって重要であると考えており、第22条に子どもの意見の表明及び参加する機会の確保について明記しております。

意見No.	項目	意見の概要	取扱い	区の考え方
164	その他 (計画・検証)	この条例をもとに推進計画を作成し、定めた計画の実施結果を検証し公表すること、その検証結果によって必要に応じて措置を講じるとの文言を付則として追加してほしい。推進計画の作成にあたっては、直接子どもたちに日々接し忙しく奮闘している「育ち学ぶ施設」である「保育所、幼稚園、学校等」に丸投げすることなく具体的な援助をしてほしい。	△	本条例に基づく具体的な推進計画の作成につきましては、国・都の動向や先進自治体の取組を参考にしながら、今後検討してまいります。子どもの権利に関する検証につきましては、今後、各施策における保障状況を把握することや、検証を行う会議体の設置に向けて検討を進めてまいります。 また、育ち学ぶ施設への支援につきましては、第19条第2項の子どもが安全で安心して過ごすことができる環境づくりのための活動に対する支援に含まれていると考えております。
165	その他 (第三者機関)	数年ごとに検証をする、推進計画実行委員会を設置してほしい。	△	子どもの権利に関する検証を行う会議体につきましては、今後、設置に向けて検討を進めてまいります。
166	その他 (第三者機関)	葛飾区における子どもの権利擁護について、独立した機関で論議・提言できる体制を示してほしい。	△	子どもの権利に関する論議・提言できる独立した機関につきましては、検証を行う会議体の設置と合わせて検討を進めてまいります。
167	その他 (第三者機関)	専門家からの意見を聞く委員会を設置してほしい。	△	専門家からの意見を聞く委員会の設置につきましては、検証を行う会議体の設置と合わせて検討を進めてまいります。
168	その他 (改正)	今後、条例の見直しや改正ができるようにしてほしい。	△	条例の見直しや改正につきましては、施行後の状況を踏まえながら、必要に応じて検討し、実施していくものと考えております。
169	その他 (改正)	今後の状況に応じて、条例の変更又は追加することも検討してほしい。		
170	その他 (改正)	条例制定後、定期的に見直し、繰り返し修正するような仕組みとしてほしい。		

意見No.	項目	意見の概要	取扱い	区の考え方
171	その他 (検討段階)	多くの区民が参加し、条例を具体化していけるようにしてほしい。そのためにも、絵にかいた餅にならずよう、議会で専門部を作り練り上げていくこと、今後、検討していく上では、多くの区民が参加できる委員会の設置を望む。	□	条例の検討に当たって、委員会は設置していませんが、子どもや保護者、支援者の方などに意見聴取を実施し、いただいたご意見を踏まえて条例（素案）を作成しております。また、条例（素案）については区議会でご意見をいただいた上で、今回の区民意見提出手続（パブリック・コメント手続）を実施しております。これら必要なプロセスを経て案を作成しております。
172	その他 (検討段階)	「子どもの権利条例」を検討し、よりよい内容にできるよう、委員会など立ち上げて進められるようお願いしたい。		
173	その他 (検討段階)	早急に素案を作るのではなく、時間をかけて議論してほしい。	□	条例（素案）の検討に当たっては、子どもや保護者、支援者の方などに意見聴取を実施し、いただいたご意見を踏まえて素案を作成しております。また、今回の区民意見提出手続（パブリック・コメント手続）において、多くのご意見をいただくことができました。今後も、皆様からのご意見を参考に、子どもの権利を守る取組を進めてまいります。
174	その他 (検討段階)	もっと何年も時間をかけて、地域ごとに説明会を開いて意見を集めるなど、区民に認知された、実質的な力のある条例にしてほしい。	□	条例（素案）の検討に当たっては、子どもや保護者、支援者の方などに意見聴取を実施し、いただいたご意見を踏まえて素案を作成しております。また、今回の区民意見提出手続（パブリック・コメント手続）において、多くのご意見をいただくことができました。条例が広く周知されるよう、今後も普及啓発に取り組んでまいります。
175	その他 (検討段階)	閲覧・回答できる場所が多く、配慮ある意見聴取がされていることをたいへんうれしく思う。また、回答期間が1か月と長く、自分で考えるだけでなく、仲間と相談したり、付き合わせたりする時間が持てた。意見を聞きたいという本条例に対する区の姿勢を知ることができ、制定後についても、きっと声を大切にしてく動かしてってくれるだろうと期待をもつことができた。	○	条例（素案）の検討に当たっては、子どもや保護者、支援者の方などに意見聴取を実施し、いただいたご意見を踏まえて素案を作成しております。また、今回の区民意見提出手続（パブリック・コメント手続）において、多くのご意見をいただくことができました。今後も、皆様からのご意見を参考に、子どもの権利を守る取組を進めてまいります。

意見No.	項目	意見の概要	取扱い	区の考え方
176	その他 (検討段階)	短期間のパブリック・コメントで、意見を出したいと思っている人が多いが、出せない状況がある。パブリック・コメントの期間を延長する、又は、期間を過ぎても受け付けるようお願いしたい。	<input type="checkbox"/>	受付期間につきましては、葛飾区区民意見提出手続（パブリック・コメント手続）実施要綱に基づき、30日間で設定いたしました。このため、受付期間の延長や期限を過ぎるの受付につきましては対応できません。ご理解のほどよろしくお願いいたします。
177	その他	障害を持っている子ども守ってほしい。	<input type="radio"/>	第3条第4号において「障害の有無」を理由とした差別や不利益を受けないことについて明記しており、障害を持っている子どもの権利を保障してまいります。
178	その他	児童相談所の位置付けが分からないので、条例に記載してほしい。	<input type="checkbox"/>	10月に開設する葛飾区児童相談所につきましては、葛飾区の行政組織の1つであり、「児童福祉法」や「葛飾区児童相談所の設置に関する条例」に基づき設置されるため、本条例には位置付けを明記しておりません。
179	その他	学ぶことに対しては保障が記載されているけど、毎日の遊びの中で育まれるコミュニケーションや、試行錯誤、思いやりなどの非認知能力を育む場や機会に対しての保障が書かれていないと思う。遊ぶ場や機会も学ぶ場と同様に保障してほしい。	<input type="checkbox"/>	「遊ぶ中で育まれるコミュニケーション」につきましては、第6条第1号の「遊び」に含まれ、「試行錯誤、思いやりなどの非認知能力を育む場や機会に対しての保障」につきましては、第14条第1号に含まれていると考えております。
180	その他	子どもの権利条例を生かすためには、まず大人が子どもの権利条約を知ることが大事である。この条例を通じて、私達大人が自らを見直す時がきたのではないか。	<input type="checkbox"/>	今後は、リーフレットの作成、区ホームページなどの活用、出前講座や研修等により、子どもの権利条約も含め、子どもの権利に関する周知啓発に取り組んでまいります。
181	その他	育ち学ぶ施設に関わる大人は、せめて子どもの権利条約の意義を知り、自分にインプットして、子ども達にアウトプットして欲しい。自分が従事している育ち学ぶ施設の実際がどうなっているのか検証して欲しい。	<input type="checkbox"/>	子どもの権利が広く周知されるためには、子どもだけでなく大人も、子どもの権利について学ぶ機会が必要であると考えております。大人が子どもの権利を学ぶことにより、子どもたちへの周知や従事する育ち学ぶ施設の状況を考える機会につながるものと考えております。

意見No.	項目	意見の概要	取扱い	区の考え方
182	その他	虐待事件が多く、親が責任を果たさきれていない問題があると思う。グローバルな社会・世界といたって、まだまだ日本は排他的で男尊女卑の風習は根強く残っている。考え方を区民・都民全員に変えてもらうような指導を、区に対しお願いしたい。	□	本条例は、子どもの最善の利益が実現される「かつしか」を目指し、区全体で子どもの健やかな成長を支えることを目的としております。今後は、区全体に子どもの権利を守る意識が広がり、全ての子どもが幸せで豊かな生活を送ることができるよう、普及啓発に取り組んでまいります。
183	その他	ちゃんとした指針があれば、こどもの安定した生活を守れると思う。子どもたちの中でも、ルールを設け、いじめや虐待の無い、子ども達が安心して住みやすい環境にしてほしい。	△	大切な子どもの権利について、条例により明記し、子どもたちに伝えてまいります。今後は、普及啓発において、子ども向けのリーフレットの作成を予定しております。広く周知できるよう、その他の方法につきましても、今後検討を進めてまいります。
184	その他	条例を作るのは良いが、遵守されず違反が見られた場合の罰則等が規定されていないのであれば、効力があるのか。条例を作る、考えることに経費をかけるより、大人達が見本となれるような生活をする事を法律にした方が確実ではないか。	□	本条例では、子どもの権利を保障するための基本的事項を定め、積極的な広報・啓発を通じて、子どもの権利を守る意識を区全体に広げ、行動につなげていきたいと考えているため、罰則は設けておりません。今後も、広報紙やホームページでの周知、リーフレットの作成、出前講座の実施など、様々な方法で大人への周知啓発を図ってまいります。
185	その他	子どもの権利について定めることは良いと思うが、形だけで中身が伴ってなかったり、作って満足するのであれば反対である。実際、葛飾区内の子育て環境は厳しい。お金を給付すればよいということではなく、子育て環境が重要。そして、子どもに対する目線が厳しいと思う。皆で子どもを大切にしたり、子育ての方を優先すべきと思う。形ばかり作るのではなく、職員の意識から変えるべき。実際に効果があり、成功している自治体見習った方が良い。	△	本条例は、子どもの最善の利益を目指すために、区、保護者、区民等及び育ち学ぶ施設が担う役割も明記しております。条例の制定により、区の子育て環境がさらに向上するよう区民や職員へ周知してまいります。また、先進自治体の子どもの権利についての取組を情報収集し、参考にしながら実施に向けて検討してまいります。
186	その他	条例に掲げられた理念に合わない区の政策が気になる。	△	本条例の理念を踏まえた区政を推進するため、区職員へ本条例の内容を周知啓発するとともに、今後、各施策における保障状況を把握することや、検証を行う会議体の設置に向けて、検討を進めてまいります。

意見No.	項目	意見の概要	取扱い	区の考え方
187	その他	葛飾区では区独自の受動喫煙防止条例がなく、まちをきれいにする条例も分煙が中心で子どもに対する配慮が不足していると思う。	□	区独自の受動喫煙防止条例はございませんが、健康増進法や東京都受動喫煙防止条例により、子どもをはじめ区民に望まない受動喫煙が生じないように、喫煙する際の周囲の状況への配慮義務について啓発を行っております。また、きれいで清潔なまちをつくる条例により、喫煙によって引き起こされる危険及び迷惑を防止するよう引き続き取り組んでまいります。
188	その他	国籍の異なる人に対して、区の施策を分かりやすく丁寧に説明することが必要だと思う。現状では不十分である。	△	区の施策を伝える区公式ホームページには、翻訳機能があり、現在は約100の言語に対応しております。引き続き、国籍問わず、区の施策をご理解いただけるよう、さらに取り組んでまいります。
189	その他	不登校などで日中の居場所が必ずしも確保されていない子どもたちについて、区として実態を把握することや、その子たちの居場所となる場を作ることに取り組んでほしい。	△	区では、「葛飾区子ども・若者計画」の基礎資料とするため、子ども・若者に関する調査を平成30年2月に実施しました。調査項目には、保護者に対して子どもの不登校の状況や、子ども本人に学校に行きたくないと思った経験や子どもが使いたいと思う居場所のニーズを問う項目が含まれています。 なお、令和6年度に予定している計画策定に向け、令和5年度に子ども・若者世代の調査を実施します。同様の調査項目を予定しており、現状把握に努めてまいります。 また、居場所となる場につきましては、今後、子どもが安全で安心して過ごすことができる環境づくりの一環として取り組んでまいります。
190	その他	公園はボール遊び禁止のところが多く、そういう場所には子どもたちは集まっていない。禁止ではなくて、どのようにしたら安心、安全を保障できるのか努力するという内容について明記してほしい。	□	条例（素案）の第3条第1号にて、安全及び安心な環境の下で成長できることについて保障することを明記しております。 誰もが安心、安全に公園を利用していただくことは、区としても重要であると考えています。公園内でボール遊びをすると他の利用者や周りの住宅の迷惑になる場合があり、ある程度の広いスペースや他利用者に影響が出ないようルールを作ることが必要です。今後も公園を整備・改修していく時には、公園の規模や利用状況をみながら、ボールの遊び場の確保や利用ルールを決めるなど、子ども達を含む利用者と周りの住宅が安心、安全に利用できる公園づくりに向けて取り組んでまいります。



意見No.	項目	意見の概要	取扱い	区の考え方
191	その他	子どもが元気に遊ぶ事への配慮はしてもらえないのか。最近、ボールで遊べない公園が増えてるように感じる。	△	<p>条例（素案）の第3条第1号にて、安全及び安心な環境の下で成長できることについて保障することを明記しております。</p> <p>誰もが安心、安全に公園を利用していただくことは、区としても重要であると考えています。公園内でボール遊びをすると他の利用者や周りの住宅の迷惑になる場合があり、ある程度の広いスペースや他利用者に影響が出ないようルールを作ることが必要です。今後も公園を整備・改修していく時には、公園の規模や利用状況をみながら、ボールの遊び場の確保や利用ルールを決めるなど、子どもたちを含む利用者と周りの住宅が安心、安全に利用できる公園づくりに向けて取り組んでまいります。</p>
192	その他	最近、ボールで遊べない公園が増えてるように感じる。子どもが元気に遊ぶ事への配慮をしてほしい。	△	<p>公園は、誰もが自由に使える空間であるため、公園を利用していただく際には、利用者が譲り合って利用していただきたいと考えております。しかし、利用マナーが悪かったり、近隣の住宅やほかの利用者に迷惑のかかるような行為があったりすると、やむを得ずボール遊びを禁止にしたり、制限をかけたりしています。ボール遊びができる公園を増やしてほしいというご意見は、いろいろな方からいただいております。区としても、ボール遊びができる場を整備していきたいと考えていますが、ある程度広いスペースが必要だったり、他利用者に影響がないルールを定める必要があります。今後、公園を整備していく際には、公園の利用状況を確認しながら、ボール遊び場ができる場所の確保や利用ルールを決めるなどいただいた意見を取り入れながら検討してまいります。</p>
193	その他	7月5日号の広報かつしかに『これって公害？騒音…』の箇所が一番最初に子どもが騒ぐ声との記載があった。その下には、注意しましょうとのこと。区の広報誌、書き方が酷いと思う。不快であるし、乳幼児除くって書いていないと、誤解する。行政側のモラルの低さにがっかりした。	△	<p>7月5日号の広報かつしか4面に掲載した「身近な生活騒音を減らしましょう」という記事において、これまでに寄せられた苦情の例として、「子どもが路上で騒ぐ声」と掲載いたしました。これは、子どもの声が騒音であるという意図ではなく、その他の例として、「車やバイクのエンジン・走行音」「空調などの室外機の音」「居室での歌唱や演奏の音」など、普段の生活の音であっても周りの人からすると迷惑な音になっている場合があるため、日頃からお互いに相手の気持ちを思いやることが大切であることを表現したものです。</p> <p>広報紙作成にあたっては、文作成・語彙選択等のルールとして「広報かつしか原稿作成要領」に、表現の基準や注意点をまとめています。また、用いる字や用語については、共同通信社発行の記者ハンドブック（新聞用字用語集）を基に使用しています。そのなかでも、読者に不快感を与える言葉や表現については配慮すべきでした。今回のご意見を参考に、表現について、改めて見直し、今後も全ての世代の方に読んでいただけるよう、より良い紙面づくりを心掛けてまいります。</p>

意見No.	項目	意見の概要	取扱い	区の考え方
194	その他	条例で規定する子どもを対象に（区民だけでなく、区立施設だけでなく）、医療費も保育所、幼稚園、学校などの諸経費も無償にしてほしい。	<input type="checkbox"/>	第18条第1項において、区は保護者が安心して子育てができるよう、必要な支援をすることについて明記しております。ご意見につきましては、参考として承ります。今後も、区の施策において、子育て家庭への支援を進めてまいります。
195	その他	子ども一人一人に合わせた支援も重要である。特に、養護施設で育った子どもに対し、大人への移行についての行政の支援が必要だと思う。	<input type="checkbox"/>	児童養護施設を退所した児童が、地域で健やかに成長し、安心して社会生活を送っていけるよう、児童相談所では、児童やその家族に対して、必要な助言を行ったり、ライフサイクルにおけるニーズに応じた関係機関や各種サービスの活用ができるよう情報提供等を行います。 また、18歳未満の子どもが児童養護施設を退所した際には、児童相談所から子ども総合センターに連絡が入ります。子どもへの支援のために、児童相談所に加えて、子ども総合センターも子どもと面談を行うこともあります。それぞれの家庭の事情に合わせた助言等を行っています。また関係機関と情報を共有し地域からの協力を得ながら、継続的な家庭訪問による支援を行うなど、地域での見守り支援を行っています。
196	その他	育ち学ぶ施設の活動においては、ふさわしい場の広さと人員の定員が大切だと思う。	<input type="checkbox"/>	第14条に育ち学ぶ施設における権利の保障として、年齢や成長の程度に応じて、遊び、学び、育つことについて明記しております。育ち学ぶ施設の活動においては、適切な場及び人員の確保に努めるとともに、子どもたちが安全・安心に過ごせる環境整備に取り組んでまいります。
197	その他	子どもが育つ上では、十分な人的環境、空間が必要です。現在の学童クラブのような密室の中では子どもが健全に育つとは思えない。教員、子育て施設の職員の充実を図ってほしい。		
198	その他	子ども達へ、条例に沿った権利が守られる為に、教育者、施設管理者が責任逃れしないように指導、指摘された施設に対してはホームページで事例・対処方法を内容報告してはかがが。小さな出来事のうちに、報告、改善し子供を守って欲しい。	<input type="checkbox"/>	現在、区ホームページでは、指導・指摘事項について公表しておらず、公表の有無は各施設の判断となっております。区としましては、日常的な助言・指導を行うことが効果的な事故発生防止及び職員の資質の向上につながると考えております。今後は、子どもの権利が守られるよう、育ち学ぶ施設の職員に対しても、周知啓発を行ってまいります。

意見No.	項目	意見の概要	取扱い	区の考え方
199	その他	子どもの権利を守る為に、大人達がどのような対策を具体的に行い、防止できるかが課題だと思う。対策として、年数回の幼児施設の見回り、指導を希望する。クレーム実績など記録に関する事まで指導し、子どもを守って欲しい。	□	<p>現在区が実施している指導検査では、対象施設に事前に通知し、施設が備えている書類や保育の状況等を確認するとともに、不備等があれば指摘し改善を求めています。また、施設は利用者からの苦情に対し、適切に対応しなければならず、区では、施設が苦情を受け付けるための窓口や苦情解決の体制を整えているかなどを確認しております。</p> <p>また、現在、日常的な助言・指導を行うことが効果的な事故発生防止及び職員の資質の向上につながることから、必要に応じて事前の通告を経ない巡回指導等も行っております。区といたしましては、引き続き、日常的な巡回指導を実施していくとともに、苦情や情報にも十分に気を配り、当該苦情や情報の中に調査等を行うべき事案が推測される内容があった際には、速やかに現場を確認するなど、適切に対応してまいります。</p>
200	その他	個性の尊重のために、中学校の制服や髪型規制などを廃止してほしい。	□	<p>中学校の標準服や髪型等の校則については、各学校において、生徒の人権及び健康が保障されるものとなるよう見直しを行っております。標準服や校則の見直しに当たっては、教員だけで決めるのではなく、生徒や生徒会、保護者等から広く意見を聞き、合意形成を図った上で廃止・変更・存続等を決定しています。</p> <p>なお、標準服については、生徒からも存続を望む声があるため、着用のきまりやデザインの見直しを行うとともに、個別の事情等により標準服の着用ができない場合や着用を望まない場合については、各学校ごとに相談に応じ、対応を行っております。</p>
201	その他	学校のプールを廃止しないでほしい。民間の施設利用も前後の授業、学校に影響を及ぼすと思う。移動のバス代もかかり、施設利用では、十分なプール時間が取れないと思う。	□	<p>教育委員会では、天候に左右されずに計画的に水泳指導を実施することなどを目的に、「今後の水泳指導の実施方法に関する方針」を策定し、改築など状況が整った区立小学校から順次、区立または民間の屋内温水プールを活用した水泳指導に移行しております。前後の授業も含め、授業時間を十分に確保しながら水泳指導を実施しております。また、施設まで安全に移動するための手段として、原則、バスによる移動としております。</p>
202	その他	学校統廃合の件について、今まですぐ近くにあった学校が遠くなり、朝早く家を出なければならない。学校の近くにあった学童保育クラブも対応できなくなる。机上の空論ではなく、現場を直接見てほしい。	□	<p>学校統合につきましては、少子化による児童・生徒数の減少傾向が見込まれる中、一定の学校規模を確保し、教育環境の維持・向上を図るため、学校適正規模の取組を検討しております。現在、東四つ木地域における学校適正規模に向けた取組について、学校関係者・地域代表者から組織する「東四つ木地域学校づくり検討懇談会」において検討を行っております。今後も、検討懇談会で地域の方々のご意見を伺いながら、学校適正規模の検討を進めてまいります。</p>